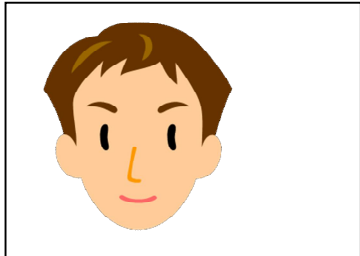


図 5

個人事業主



- ・個人事業主(配偶者を専従者として雇用)
 - ・個人住民税(所得割)課税者
- 定額減税の対象

定額減税可能額

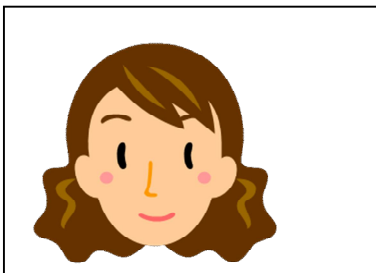
所得税分(1人) × 3万円 = 3万円

住民税分(1人) × 1万円 = 1万円

= 4万円

税法上 専従者は扶養できない

個人事業主の配偶者



- ・事業専従者
 - ・年間給与概ね100万円以下
 - ・所得税、個人住民税ともに非課税
- 定額減税の対象外

事業専従者

→控除対象配偶者や扶養親族等に含まれない

個人住民税(所得割)課税者が世帯にいるため、低所得世帯向け給付の対象外

=個人事業主の配偶者は不足額給付Ⅱの対象となる

【解説】納税者である個人事業主の事業専従者(個人事業主の配偶者)であって、自身の給与収入が概ね100万円に満たない者(所得税、住民税が非課税)が、世帯内に納税者(個人事業主)がいることで、低所得世帯向け給付金の対象ともならなかった場合、不足額給付の対象となります。